

名取市水道委員会委員の辞令交付式並びに
令和7年度第1回委員会会議録(要点筆記)

令和7年11月13日(木)、午後2時より名取市役所3階 議会棟 第3・4委員会室において令和7年度第1回委員会を開催した。

出席者

1 市長 山田 司郎

2 出席委員

1番	大川	亘	2番	小山田	敏夫
3番	佐々木	圭亮	4番	大林	賢也
5番	西原	正人	6番	小松	雅代
7番	浅野	和子	8番	加藤	公子
9番	中澤	福子	10番	斎藤	巖

3 欠席委員

なし

4 事務局

水道事業所

所長兼水道技術管理者	大友	和師
所長補佐	大内	朋未
主幹兼料金係長	長田	雄志
主幹兼水道総務係長	遠藤	晶乃
技術主幹兼建設係長	佐藤	裕樹
技術主幹兼給配水係長	守屋	貴裕
技術主幹兼浄水係長	松元	一磨

5 傍聴者 なし

6 会議録

名取市水道委員会委員辞令交付式

1) 開 式

【開式 午後2時】

事務局 皆様本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。
ただいまより名取市水道委員会委員の辞令交付式を開式いたします。

2) 辞令交付

事務局 辞令につきましては、代表受領といたします。皆様のお名前を順に読み上げますので、その場でご起立をお願いいたします。そののち、前期まで会長を務められていた佐々木委員に代表受領して頂きます。

それではお名前をお読みします。

大川亘様、小山田敏夫様、佐々木圭亮様、大林賢也様、西原正人様、小松雅代様、浅野和子様、加藤公子様、中澤福子様、斎藤巖様。

受領代表、佐々木圭亮様、その場でお待ちください。

市 長 辞令朗読及び交付

3) 市長あいさつ

事務局 それでは、市長よりご挨拶を申し上げます。

市 長 ただいま辞令を交付させていただきましたが、2年間、水道委員としてお引受けいただき本当にありがとうございます。また、よろしく願いたします。

水道は、ご存じのとおり、私たちの生活に欠かせない基本的なインフラとなっております。

今年も猛暑によりまして、一部ダム・河川が渇水の危機にあるということもあり、やはり水の確保というのは非常に大事ななと感じているところです。

本日、河川国道事務所のヘリコプターで名取川水系を視察させていただく機会がありました。

名取川の前に増田川の上流にある樽水ダムがあって、名取川の方に行く
と釜房ダム、定義山の方まで行くと大倉ダムもありましてこういうダム関係
があって初めて私たちの飲料水、工業用水、さらに農業の利水関係も含
めて、水の確保をしっかりとしながら、これまで進めてきたのだなと改めて
感じました。

また、川が流れているすぐ隣に住宅密集地が当たり前にあって、やはり
水害の危険ということも考え、感じながらきたところであります。

いずれ飲料水の確保というのは、私たちにとって非常に大事な命の水で
ありますので、この水道関係について、ぜひ皆さんそれぞれの立場から
様々ご意見を頂戴できればと思っております。

本日は、令和6年度の決算、令和7年度の予算関係、令和6年度の漏水
調査結果の報告をさせていただきたいと思っております。ご審議よろしく
お願い申し上げます。

4) 閉 式

事務局 ありがとうございます。

 ここで、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

 (委員が自己紹介をした。)

 以上をもちまして名取市水道委員会委員辞令交付式を閉式いたします。

 市長はこの後、公務のため中座いたします。

 (市長退席)

事務局 委員会に入る前に、事務局職員紹介をさせていただきます。

 (事務局が職員紹介をした。)

事務局 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

 (事務局が配布資料確認を行った。)

令和7年度第1回名取市水道委員会

1) 開 会

【開会 午後2時15分】

事務局 それでは引き続きまして、令和7年度第1回名取市水道委員会を開会いたします。

はじめに、議事に入る前に委員の皆様にご報告させていただきます。

本日の会議開催にあたりまして、名取市水道委員会条例第5条第2項の規定により定足数に達しておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、この会議は名取市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条により公開の対象となります。本日の会議録等につきましても公開の対象となりますが、会議録につきまして資料5の会議記録様式（案）をご覧ください。様式（案）にあります通り、会議録は要点筆記とさせていただくこととしてよろしいでしょうか。お伺いいたします。

委 員 （「異議なし」の声あり。）

事務局 それでは、会議は公開とさせていただきます議事に入ります。

2) 会長の選出

事務局 委員会条例第4条第2項の規定により会長の互選を行います。

会長の選出につきましては、委員の皆様よりご意見をいただき決定したいと思っております。どなたか自薦、ご推薦をいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

小山田委員 経験のある佐々木委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委 員 （「異議なし」の声あり。）

事務局 佐々木委員推薦の声がございましたので、引き続き会長には佐々木圭亮委員にお願いしたいと存じますが、会長をお願いしてよろしいでしょうか。

佐々木委員 了承しました。

事務局 ありがとうございます。それでは本会の会長が佐々木圭亮委員に決定しましたので、以後の進行につきましては、正面の会長席へお移りいただき、会議を進行していただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

3) 会長あいさつ

会 長 ただいま、皆様から会長への承認をいただきました、佐々木圭亮でございます。

名取市水道委員会の会長として、再度の会長選任を受けましたこと、大変恐縮なことと存じます。名取市の水道行政に対するご意見番としての責任をあらためて感じております。

水道委員皆様方のご理解とご協力のお力添えをいただきながら、誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

水道委員会は、市長の諮問に応じ、「名取市水道事業に関する計画と、その実施に必要な調査及び審議」を行うために設置されている委員会でございます。

今回選任されました委員の皆様は、水道に関わる学識経験者や一般家庭での水道使用者、また水道使用の企業等から選任されている方々です。それぞれの立場から活発な意見等を交換し、名取市の水道事業の円滑な施行のために必要な提言を行ってまいりたいと思っておりますので、なにとぞよろしく願いいたします。

4) 会長職務代理者の指名

会 長 引き続きまして、会長職務代理者の指名であります。名取市水道委員会条例第4条第4項において会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

第1号委員の小山田敏夫委員にお願いしたいと思います。小山田委員、よろしいでしょうか。

小山田委員 了承しました。

会 長 ありがとうございます。

5) 席順の決定

会 長 次に、席順の決定です。事務局より説明をお願いします。

事務局 席順の決定につきましては、案として資料1の水道委員会名簿をご覧ください。この名簿の順番で考えております。

会 長 皆様、よろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声あり。)

会 長 それでは、席順は名簿のとおりとさせていただきます。

6) 議 事

(報告事項)

会 長 それでは、議事に入ります。報告事項について3件となります。質疑応答については、説明後に行いたいと思います。

それでは、報告事項(1)令和6年度名取市水道事業決算について事務局をお願いします。

事務局 (冊子「令和6年度名取市水道事業会計決算書」、資料6及び資料7に基づき説明を行った。)

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。
ご質問等があればご発言願います。

小山田委員 年間有収水量が伸びた原因は何ですか。

事務局 年間有収水量が伸びた原因につきましては、大口需要者の利用量拡大ととらえております。

会 長 他にご質問はありませんか。

委 員 (質疑なし)

会 長 よろしいでしょうか、続きまして報告事項(2)令和7年度名取市水道事業予算の概要について事務局お願いします。

事務局 (冊子「令和7年度名取市水道事業会計予算書」、資料6及び資料7に基づき説明を行った。)

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。
ご質問等があればご発言願います。

委 員 (質疑なし)

会 長 よろしいでしょうか、続きまして報告事項(3)令和6年度漏水調査結果について事務局お願いします。

事務局 (資料8及び資料9に基づき説明を行った。)

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。
ご質問等があればご発言願います。

委 員 (質疑なし)

会 長 では、その他にご質問等あればご発言願います。

中澤委員 漏水調査のお知らせがポストに入っていたのですが、期間が令和7年11月4日から令和8年2月27日までということで、ちょっと期間が長いと思

うのですが、ある程度、期間や区域は分けていらっしゃるでしょうか。

事務局　　まず漏水調査を発注して、入札の末、契約となっております。今年度は資料8の③の地域を漏水調査する形で計画通りに進めてはいるのですが、突発的な漏水の調査だったり、他の地域で漏水が起きた時にその場所を優先的にお願いしたりすることもあるので、少し長い期間記載させていただいております。ご不在の時でも敷地に入らせていただくご協力をいただければ、調査させていただいておりますのでご理解いただければと存じます。

会　長　　他にご質問はありませんか。

委　員　　（質疑なし）

会　長　　無いようですので、私の方から2つほど質問させてください。1つ目は、先日の県知事選挙で宮城県の水道云々という話が出たことと、名取市の水道の今のスタイルとは違うと思うのですが、その辺りの詳しい説明をお願いします。もうひとつは、山・団地の方で結構、今、熊が出ているので、メーターを調査する方々の安全対策についてお伺いいたします。

事務局　　1つ目につきましては、宮城県と名取市の委託の違いという捉え方によるのかと思うのですが、宮城県の水道事業の民間委託につきましては、法律の絡みがありまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて、宮城県上工下水一体官民連携運営事業、これがいわゆるみやぎ型管理運営方式、全国で初めて行ったので、上水道工業用水、あと下水道これを一体的に委託するというやり方がみやぎ型管理運営方式と呼ばれる公共施設等の運営事業になっています。

この事業の特徴としては、これまで宮城県が運営していた水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の3事業をそれぞれ委託していたものを一体的に委託することで、スケールメリット、費用対効果の拡大を図ったものです。要は、なかなか効果が得られないところと黒字になっているところがそちらに回すことによって、受託した企業の資金を一体的に足りない部分に補充するというような効果があります。

この辺りの特徴としましては、費用対効果を拡大する、委託期間を通常今まで5年程度だったのを、20年という長い期間の委託事業期間にすることで、作業員の雇用の安定や人材育成、技術継承が安定的に行えるというメリットがあります。

それで、委託事業者の資金を各部門に流用できるというのは、いわゆる運営権をお渡しする、要は委託業者に渡すという特徴もありまして、運営権も含める形の委託というのは、事業を行うための委託業者が、効率的に資金運用が可能になって、事業費用を全体の事業費枠を縮小できるというメリットがあると宮城県の方から説明を受けております。

ただ、民営化との違いは、運転管理の薬品資材の調達、設備機器の修繕更新等は民間委託となるのですが、事業全体の総合的管理、いわゆるモニタリング等は、県が今まで通り行うということで、運営権まではお渡しするんですけども、管路建物施設の権利については今まで通り県のままで。施設自体は県が所有して、運営する権利自体は委託にお渡しするのですが、施設は県のままなので、管路施設の所有は県のままになっているところと、水道法に基づく通常の水質検査、こういう法律に基づく水質検査を県が行うことになっています。

このみやぎ型管理運営方式は、総合的事業の総合的管理、色々な事業を進めるにあたっての決定権自体は宮城県が持っているという形になりますので、運営権は委託業者の方に渡したとしても、決定する権利は県にあるので、完全な民営化ではないです。ただ、費用を効率的に回せるという運営権を含めて委託をしているという特色があります。

名取市としましては、県の水も受水しているので、運営に関するモニタリング、そのお金の流動や水質に関する安全性は必ずきっちり確保してくださいという要望と、あとは、運営自体の費用を効率的に使っていただくこと、このみやぎ型を採用することによって、受水料金の値上げを少しでも後に遅らせてもらえるよう、効率よく運営していただけるように、県に毎回要望しているところです。

名取市における高館浄水場等の運転維持管理業務委託の概要になります。実際、委託の内容が3種類ありまして、包括委託、第三者委託、みやぎ型の委託となります。運営権まで渡す委託についてはみやぎ型で、包括委託は運転の補助をお手伝いしてもらうような委託になります。ですので、施

設、権利、責任すべて市の方で負うというのが包括委託です。

今回、我々は第三者委託というものを行っております。この第三者委託というのは、高館浄水場の施設は名取市が所有するんですけども、運転管理自体を一括してその業者にお任せしています。業者で言いますと、wingAM・名取市管工事業協同組合・産電工業のJVでお願いし、この専門的業者に運転管理を一式委託しております。この第三者委託の特徴は、水道法上、ダムから水を浄水場で作って、浄水場から出るところまでの水質の管理責任も、業者が負うというところが特色になっています。ですので、水を作る過程の水質の責任も負うということで、この第三者委託になりますと、水道事業を行う上で水道法上、技術管理者という資格を持っている人が1人任命しないとイケません。名取市水道の場合は、所長が兼務して技術管理者をやっておりますが、それに加えてその浄水場の管理委託の中でも受託技術管理者という人を1人、置かなくてはならないと法律で決まっています。

それを含めてその技術管理者が水質や工事などのすべての責任を負うという流れになっていまして、この第三者委託自体が、水質における責任も委託者が責任を負うという形で、浄水場内での水を作る過程の責任も業者の方に負わせるという状況です。

ただし、浄水場から出たところから、皆様のお宅の蛇口に入る、蛇口から出るまでの水質の保証は、市の責任ということになっております。

こちらについても、浄水場に浄水係長他2名を常時業務に就かせておりまして、モニタリングをしっかり行い、チェックをさせて評価をしております。

この評価については、委託する際に、性能仕様書や要求水準書、ここまですべて最低限やってもらわなくてはならないという水準書に基づき、毎月月間評価と、年間評価を、名取市の水道事業所では委託業者に対して行っています。今、2年間評価した結果については、年間評価は基準値に照らし合わせて今のところAAA(トリプルエー)の評価をしている状況なので、しっかり管理をしていただいているという評価をしているところです。

みやぎ型と浄水場の委託の違いについては以上になります。

あとは熊対策についてですが、浄水場の職員やJVの方も山の方の各配水池やポンプ場の日常点検に行く際には、ちょっと古風なんですけれども、

鈴をぶら下げて行っていただいている状況です。

検針員の業務にあたっての熊対策についてですが、正直申し上げてこちらも困っている状況でして、市のホームページ、県のホームページ等、アンテナを高く持って注意して回ってくださということしか今のところ出来ていない状況ではあります。ただ、地区的なものでいいますと高館今成の奥の方、山の方や那智が丘の上の那智神社の山奥の方などになりますと、先ほどスマートメーター設置計画がございましたが、計画によらずにスマートメーターを前倒しでつけようか検討しているところです。

会 長 その他、何かありますでしょうか。

小山田委員 県受託の関係で外貨資本は入っているのですか。

事務局 宮城県の方は、水むすびというJVが受託しているのですが、これも数社のJVになっているので、規模の大きい会社のJVですので、実際外貨が入っているかどうかというところと一部入っているところはあると思います。

ただし、先ほど説明させていただいたとおり、すべてにおいての事業の決定権は県にあるので、基本的に悪い影響はないのではないかと思います。また、県知事の発言権、水道に対する影響力がどの程度あるかというところ、水道法上は、事業管理者や技術管理者の権限が強いので悪い影響までは至らないというのが現状かなと思います。しかも決定権は県にあるので、外貨が入ってくる、例えばその運営権をもとに外国の銀行からお金を借りるなども、事実上やろうと思えばできる話なのですが、そこは県の方からストップがかかるだろうというところで、我々はとらえております。今現在、水むすびの方ともやりとりさせていただいておりますが、名取市で携わっている業者も入っているJVですので、今のところ、ここ20年分の水むすびの動向については、しっかりモニタリングをしていただきたいと県の方にはお願いしているところですので、今のところ大丈夫だと判断しております。

小山田委員 最近よくマスコミを使い、様々な情報発信がされているが、どれが正しいのか国民、県民に知らせたい。

事務局 県知事も言うておりましたが、風評被害がかなり大きかったようです。ひとつひとつ訂正はしていると思いますが、周知の方もしっかりやっただけように、特に水道事業に関しての真実、デマというところをはっきりするようには、名取市からも宮城県に申し伝えさせていただきます。

会 長 正確な理解がなく、風評だけでいくと怖いですね。正確にこうだと言ってもらえれば助かるんですけども。

事務局 先ほども言いました通り、選挙前から水むすびとは、我々も繋がって色々と状況確認しています。今のところ真摯に水を作っていたいただいて漏水関係もかなり早い対応をしていただいているので、水の安全性については、しっかりしたものだというふうに我々はとらえています。

会 長 その他、何かありますでしょうか。

委 員 (質疑なし)

会 長 それでは本日の議事はこれで終了いたします。委員各位ご協力ありがとうございました。では事務局にお返しいたします。

7) 閉 会

事務局 それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回名取市水道委員会を閉会いたします。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。

【閉会 午後3時】